

開発許可等申請手数料一覧

29 開発許可	面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 60,000㎡未満	60,000㎡以上 100,000㎡未満	100,000㎡以上
	手数料	自己居住用	10,000円	26,000円	51,000円	100,000円	150,000円	210,000円	260,000円	360,000円
	自己業務用	15,000円	36,000円	77,000円	140,000円	240,000円	320,000円	400,000円	560,000円	
	非自己用	100,000円	150,000円	230,000円	310,000円	460,000円	600,000円	780,000円	1,000,000円	
35 条の2 開発変更許可	<p>申請1件につき、I からⅢの合計額（最高限度額は1,000,000円）</p> <p>I 開発行為に関する設計の変更（Ⅱのみに該当する場合を除く）については、開発区域の面積（開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積、Ⅱの変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積）に応じた開発許可手数料に10分の1を乗じて得た額</p> <p>Ⅱ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じた開発許可手数料額</p> <p>Ⅲ その他（工事施工者、予定建築物等の用途等）の変更については12,000円</p>									
45 条 地位承継	面積	10,000㎡未満	10,000㎡以上	37条 建築の承認		2,000円	施行規則 第60条証明		許可を受ける必要のないことの証明	4,800円
	手数料	自己居住用	2,100円		47条 開発登録簿の写しの交付		用紙1枚につき 510円		許可を受けたことの証明	
	自己業務用	2,100円	3,200円							
	非自己用	21,000円		980円						

- ・ 他市にまたがる開発行為
 - ・ 市街化調整区域における開発行為
 - ・ 建築基準法に基づく道路の位置の指定
- } については大阪府が管轄しております。